**令和５年度障害者週間「オンラインセミナー」講演希望申請書**

令和５年度障害者週間「オンラインセミナー」の講演の主催を希望する場合は、記入を終えた本申請書に必要資料を添付の上、E-mailにて申請してください。

※電子媒体の提出が難しい資料については追って紙媒体で提出してください。

○提出期限：令和５年７月27日（木）

　※提出期限までに、本申請書の作成が難しい場合は、可能な範囲で記載した申請書に、後日正式な申請書を提出する旨を添えて提出してください。

○申請先：令和５年度「障害者週間」関係事業事務局

（住所）〒532-0011　大阪府大阪市淀川区西中島6-2-3 チサン第7新大阪ビル926

ACE（エース）株式会社内

　　　　　　（E-mail）s-syukan@ace10.jp

（TEL）06-6885-7227（FAX）06-6885-7272

１．団体等名及び代表者名

|  |  |
| --- | --- |
| 団体等名 | ふりがな： |
|  |
| 代表者（役職・氏名） | ふりがな（氏名）： |
|  |
| 担当窓口(所属・役職・氏名) | ふりがな（氏名）： |
|  |

団体等所在地等

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 電話 |  | FAX |  |
| E-mail |  |

※個人のメールアドレスは不可。団体等内共通アドレスのみ可。

２．①講演希望テーマ

|  |
| --- |
|  |

 ②講演趣旨・目的・具体的企画（講演構成と各構成内容等）内容

|  |
| --- |
|  |

３．講演内容等（未定の場合は分かる範囲で予定を記載ください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 予定する講師等の氏名※略歴等が記載された資料を別に提出願います。 | ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 講演予定時間及び動画本数※１講演あたり１５分程度以上１時間程度まで、講演を構成する動画は、１本あたり１５分程度として最大４本 | 講演予定時間：　　　　　　　　分構成動画本数：　　　　　　　　本 |
| 配布資料の有無※講演動画視聴者へのオンライン資料配布の有無　配布は内閣府ホームページ等から行います。 | 有　・　無 |
| パワーポイント等の表示の有無※講演収録動画へのパワーポイント等の表示の有無 | 有　・　無 |

４．収録場所及び収録日時について

　　収録場所：内閣府中央合同庁舎第８号館内会議室（予定）

　　　　　　　https://www8.cao.go.jp/jinji/saiyo/shougai/annaizu.html

収録日時：令和５年９月11日（月）　９ 時開始 ～ 19 時終了　（予定）

※ ９時 ～ 19時の間での対応不可時間帯（予定可）を以下に記載ください。

　　上記時間帯での撮影が難しい場合は、ご相談ください。

　　当日の撮影を行わず、各団体等において撮影した動画を提出する場合は、その旨を記載ください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **対応不可**時間帯（自由記載） |
| 9/11(月) | 記入例）・10時～12時、17時以降は対応できません。・セミナーに必要な動画を全て提供しますので、撮影は行いません。 |

撮影時間枠は、各団体等の希望を踏まえて調整の上、決定します。調整の結果、ご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。

※全講演団体等の収録を１日で行います。

※講義の撮影の際、同時に手話通訳も撮影する予定です。

※主催団体等において、本セミナーのために新たに撮影した動画を使用することも可能です。字幕、手話通訳映像の追加は内閣府で編集します。

※主催団体等との調整や災害等により収録日時等が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

５．申請要件等（確認事項）

・日頃より、障害及び障害者への理解促進に資する活動や取組等を行う団体であること。

・講演内容が、障害者週間の趣旨にふさわしいものであり、障害及び障害者に関する国民の関心　と理解促進に資するものであること。

※「障害者基本法」第９条では、毎年12月３日から９日までの１週間を「障害者週間」と規定しています。この「障害者週間」は、「障害者基本法」の基本原則である、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めることを目的として、我が国全体で実施するものです。

・講義収録前に、講演概要を内閣府にご提供いただきます。

・以下の事項について、ご承諾いただけること。

①　収録した講演動画（収録風景等を撮影した場合はその撮影を含む）及び講演で使用する資　　料等（以下、「講演動画等」という）について、インターネットにより一般へ配信します。内閣府ホームページに掲載する際は、内閣府ホームページ利用規約に準拠して扱います。

（内閣府ホームページ利用規約：https://www.cao.go.jp/notice/rule.html ）

②　講演に係る一切の権利は、講演団体等に帰属します。ただし、講演を撮影した動画の著作権は内閣府に帰属します。また、内閣府は、講演団体の許諾を得ずに、障害者施策等のため、講演動画等をWebページ、白書、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍、パンフレット、会議資料等で、無償で公開及び利用することがあります。

③　内閣府及び内閣府が指定する者（コンテンツ制作者、Webページ掲載担当者、宣材制作者等）は、講演動画等を製作・公開・利用するにあたり、ファイル形式の変換、画質・画像サイズ変換、作品タイトルの表示、動画からの静止画の取り出しやアクセシビリティ確保のためにスーパーインポーズ等を行う場合があります。また、講演動画等の一部を素材として利活用する場合があります。

④　本件において発生するすべての著作者人格権について、内閣府及び③において内閣府が指定する者に対して行使しないこと。

・講演及びその資料には、知的財産権など第三者の権利や他人のプライバシーを侵害するものを　　　　使用しないこと。また、侵害の疑いのあるものの使用は避けること。講演動画等（内閣府が権利を有するものを除く）について、著作権等に関する問題が生じた場合は、すべて申請団体等の責任になること。

・　人物等の被写体に関する肖像権は、申請団体等の責任において承諾を得ること。

　　　以上について確認しました。

　　　　　　　団　体　等　名

　　　　　　　代表者役職・氏名

６．備考欄　※その他、連絡事項がある場合は記入してください。

|  |
| --- |
|  |

７．提出書類（様式任意）

　　○団体等の概要（設立趣旨・年月日、代表者・役員名簿、職員数、過去の主な取組（事業等）の概要等）

　　○定款

　　○講演に関する企画書及び参考資料

　　　※企画書は、「講演趣旨・目的・具体的企画（講演構成と各構成内容等）内容」を詳細に記入いただくことで代えることができます。